

株式会社クボタほか2社に対する課徴金の納付を命ずる審決について  
(ダクタイル鋳鉄管の製造販売業者に対する課徴金納付命令事件)

平成21年7月2日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、被審人株式会社クボタ、同株式会社栗本鐵工所及び同日本鋳鉄管株式会社(3社を併せて以下「被審人ら」という。)に対し、平成12年2月10日、審判開始決定を行い、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、平成21年6月30日、被審人らに対し、平成17年法律第35号による改正前の独占禁止法第54条の2第1項の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる審決を行った(本件平成12年(判)第2号ないし第7号審決書については、当委員会ホームページの「報道発表資料」及び「審決等データベース」参照。)

1 被審人らの概要

事業者名	所在地	代表者
株式会社クボタ	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号	益本 康男
株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江一丁目12番19号	福井 秀明
日本鋳鉄管株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目3番8号	秋田 眞次

2 主文

被審人株式会社クボタは金70億7208万円(平成12年(判)第2号につき金33億2689万円、平成12年(判)第5号につき金37億4519万円)を、

被審人株式会社栗本鐵工所は金29億3489万円(平成12年(判)第3号につき金13億6828万円、平成12年(判)第6号につき金15億6661万円)を、

被審人日本鋳鉄管株式会社は金10億5354万円(平成12年(判)第4号につき金5億1802万円、平成12年(判)第7号につき金5億3552万円)を、

それぞれ課徴金として平成21年9月1日までに国庫に納付しなければならない。

3 本件の経緯

平成11年12月22日 課徴金納付命令  
平成12年 2月10日 審判開始決定  
3月21日 第1回審判

平成19年11月 9日 第28回審判(審判手続終結)

平成21年 3月25日 審決案送達

4月 8日までに 審決案に対する異議の申立て及び直接陳述の

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478(直通)
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp">http://www.jftc.go.jp</a>

申出

5月26日

直接陳述の聴取

6月30日

課徴金の納付を命ずる審決

4 審決の概要

(1) 課徴金に係る違反行為の概要

被審人らは、平成8年度及び平成9年度において、共同して、当該各年度のダクタイル鋳鉄管直管の総需要見込数量を算出し、当該総需要見込数量に各社の基本配分シェア(注)をそれぞれ乗じて得られた数量に、前年度までの受注数量等を勘案した数量を加減して、当該年度の各社の受注見込数量を算出し、当該受注見込数量の上記総需要見込数量に対する割合、すなわち年度配分シェアを決定し、被審人ら各社において、当該年度末までにそれぞれの受注数量の総需要数量に対する割合を年度配分シェアに合致するよう受注数量の調整を行うことを合意することにより、公共の利益に反して、ダクタイル鋳鉄管直管の取引分野における競争を実質的に制限していた(以下、ダクタイル鋳鉄管直管の取引分野を「本件市場」という。また、平成8年度の違反行為を「平成8年度違反行為」、平成9年度の違反行為を「平成9年度違反行為」といい、両違反行為を併せて「本件各違反行為」又は「本件カルテル」という。 )。

(注) 我が国におけるダクタイル鋳鉄管直管の総需要数量に対する被審人ら各社の受注すべき数量の基本的な割合をいい、使用鉄材の重量ベースで、被審人株式会社クボタについては63パーセント、被審人株式会社栗本鐵工所については27パーセント、被審人日本鋳鉄管株式会社については10パーセントとされていた。

(2) 課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金額の算定

被審人らが本件各違反行為の実行としての事業活動を行った期間は、平成8年度違反行為については平成8年8月20日から平成9年3月31日までであり、平成9年度違反行為については平成9年7月9日から平成10年3月31日までである。これらの期間におけるダクタイル鋳鉄管直管に係る被審人らの売上額は、それぞれ下表の「売上額(円)」欄記載の金額である。課徴金の額は、改正前の独占禁止法第7条の2第1項の規定により、いずれもこれらの売上額に100分の6を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てて算出された額であり、それぞれ下表の「課徴金額(万円)」欄記載の金額となる。

事業者名	事件番号	年度	売上額 (円)	課徴金額 (万円)	課徴金額合計 (万円)
株式会社クボタ	平成12年 (判)第2号	平成8年度	55,448,297,751	332689	707208
	平成12年 (判)第5号	平成9年度	62,419,843,791	374519	
株式会社栗本鐵工所	平成12年 (判)第3号	平成8年度	22,804,725,884	136828	293489
	平成12年 (判)第6号	平成9年度	26,110,211,195	156661	
日本鋳鉄管株式会社	平成12年 (判)第4号	平成8年度	8,633,811,123	51802	105354
	平成12年 (判)第7号	平成9年度	8,925,378,852	53552	

(3) 本件の争点

- ア 本件各違反行為は、独占禁止法第7条の2第1項に規定する「実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるもの」（以下「供給量制限効果及び対価影響性を有するカルテル」という。）に該当するか。すなわち、
- (ア) シェア配分カルテルは、供給量制限効果及び対価影響性を有するカルテルに該当し得るか否か。（争点1）
- (イ) 本件カルテルは供給量制限効果及び対価影響性を有するカルテルに当たるか否か。（争点2）
- イ 間需分野<sup>(注)</sup>におけるダクティル鑄鉄管直管の取引に係る売上額は、課徴金額の算定の基礎に含まれるか否か。（争点3）

(注) ダクティル鑄鉄管直管の布設工事を受注した建設業者に対して被審人らから販売業者を経由して、あるいは、都市ガス供給業者等の需要者に対して被審人らから直接又は販売業者を経由して供給される経路をいう。

これに対し、水道事業又は水道用水供給事業を営むる地方公共団体等に対して被審人らから直接供給される経路を以下「直需分野」という。

なお、被審人らは、間需分野においては年度配分シェアによる受注調整は行っていなかったもので、同分野におけるダクティル鑄鉄管直管の取引に係る売上額は課徴金の算定の基礎に含まれない旨の主張をしていた。

(4) 争点に対する判断の概要

- ア 争点1（シェア配分カルテルは、供給量制限効果及び対価影響性を有するカルテルに該当し得るか否か）について

本件カルテルは、独占禁止法第3条の規定に違反するシェア配分カルテルに当たるところ、シェア配分カルテルはその性質上一般的に、カルテル参加者がカルテルの対象となる商品等について、その総需要見込数量を設定し、これを合意されたシェアに応じて販売予定数量として各カルテル参加者に割り当て、各カルテル参加者は、当該販売予定数量に適合するように自社の供給能力を行使することとなり、その数量を超えて供給しようとはしないことになるから、その供給量、すなわち販売等のため市場に供する商品等の数量は、自由競争の下におけるそれよりも結果として低位の水準に抑えられることになり、その結果参加者全員の市場への供給量を抑えることになる。

以上のとおり、シェア配分カルテルの各参加者の供給量の和、すなわち供給総量は、自由競争市場におけるそれよりも抑制されるから、シェア配分カルテルは、需要量が外的要因により完全に固定的であること、カルテル参加者の供給能力が完全に固定されていることなどの特段の事情がない限り、全体の供給量を制限、抑制する効果を持つものである。

そして、上記のように、商品等の市場全体への供給量が制限されれば、それが対価に影響を与えることは経済上の経験則であるから、当該市場がかかる需給関係が機能しない市場である等の特段の事情がない限り、価格に影響を及ぼすことになる。

- イ 争点2（本件カルテルは供給量制限効果及び対価影響性を有するカルテルに当たるか否か）について

認定した各事実によれば、被審人らは、ダクティル鑄鉄管直管の年間総需要見込数量を設定するに当たって、地区ごと、また、東京地区では発注事業体区

分ごとに精緻な需要量の見積りを行い、各社の担当者から報告された総需要見込数量の妥当性についても細かく協議し、実需要量にできる限り近い数量となるべき総需要見込数量の算出を行っていること、そして、このような精緻な方法で算出され、被審人ら3社間の協議で慎重に設定された総需要見込数量に基本配分シェアを乗じた数量を各社に割り当て、これに前年度分の年度配分シェアを超過した数量分を減じ又は前年度分の年度配分シェアに足りなかった数量分を上乗せした結果の数量を、各社の販売予定数量とし、これを総需要見込数量との関係で比率に換えて、各社の年度配分シェアとしたこと、更に当初の総需要見込数量と実際の発注実績及び年度配分シェアと各社の実際の受注実績の差異は、最終的には東京地区の一般直需分野等で調整されていたこと等が認められるのであるから、本件カルテルにおける販売予定数量は、各社において、これを超えて販売してはならない販売予定数量として実効的に機能していたと認められる。

そして、本件カルテルは、各社の販売数量が合意されたシェアに対応する範囲内に収まることで、被審人ら3社間で設定した総需要見込数量に近似する販売総量が実現され、よって被審人ら3社間で合意されたシェアが維持できるという仕組みを有するという実効性の高いシェア配分カルテルであり、このような場合には、カルテル参加者は、自社に配分された販売予定数量に応じて生産計画を立て供給量を調整し、当該販売予定数量の範囲内に自社の販売数量を制限しようとする事となるから、本件カルテルにより各社の供給能力の行使が制限され、その和である被審人らの市場全体の供給能力の行使もまた制限される事となる。

加えて、本件では前記アのような特段の事情は認められないのであるから、本件カルテルは、本件市場全体の供給量を制限、抑制する効果及び供給量を制限することによる対価への影響が認められるものである。

ウ 争点3（間需分野における取引に係る売上額は、課徴金額の算定の基礎に含まれるか否か）について

本件カルテルにおける年度配分シェアの決定は、直需分野及び間需分野を区別することなく、ダクティル鑄鉄管直管の取引の総体に関して行われたものであり、また、年度末までに調整を行うことを合意した受注数量も、各社のダクティル鑄鉄管直管全体の受注数量である。さらに、被審人らが、毎月の受注数量を相互に連絡して確認した各社の年度当初からの受注数量と年度配分シェアに基づく数量との差異は、直需分野と間需分野を合わせた各社の受注数量と、年度配分シェアに基づいて算出された各社の受注すべき数量との差異であったこと及び被審人らが間需分野において年度配分シェア以上の実績を上げることが、結局は直需分野における自社の取り分の減殺につながることに照らすと、本件カルテルによる供給量制限効果及び対価影響性は、直需分野及び間需分野を通じて機能していたものというべきであるから、本件カルテルによる間需分野における取引に係る売上額は、課徴金額の算定の基礎に含まれる。